

浦和区 PR 協力店参加基準

(目的)

第1条 この基準は、浦和区役所が浦和区内の店舗等と協力・連携し、お互いの魅力を広く発信することを目的とする。

(対象)

第2条 浦和区 PR 協力店（以下「協力店」）は、浦和区内に住所を有する店舗及び販売所とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) その他、協力店として不相当と浦和区地域商工室が判断したもの

(実施方法)

第3条 事業の実施については相互協力のもと、次のとおりとする。

- (1) 協力店が行う浦和区の PR 方法

協力店は、浦和区や関係団体が作成するチラシ、ポスター等を配架・掲示する。

- (2) 浦和区が行う協力店の PR 方法

浦和区は、協力店のホームページ等店舗情報について、浦和区ホームページ、ツイッター等へ掲載する。

(協力店の登録等)

第4条 協力店として登録を受けようとする者は、協力店申込書（様式第1号）により浦和区地域商工室へ申請するものとする。

- 2 協力店は、前項により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、協力店変更（辞退）届（様式第2号）により、浦和区地域商工室へ届け出なければならない。

(協力店登録の取消し)

第5条 浦和区地域商工室は、協力店が次のいずれかに該当すると判断したとき、登録を取消することができる。

- (1) 協力店が第2条のいずれかに該当したとき。
- (2) 協力店が第4条第2項に基づき登録の辞退を届け出たとき。
- (3) その他、協力店としてふさわしくないと判断したとき。

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は地域商工室長が定める。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

浦和区 PR 協力店申込書

年 月 日

浦和区 PR 協力店として申込みます。 **(※) 必須項目**

店舗・施設名 (※) (代表者名)	(代表者名)			
店舗 PR (※)				
店舗・施設 情報	住所 (※)	〒		
	営業時間 (※)	時 分 ~ 時 分		
	定休日 (※)			
	電話番号 (※)			
	FAX 番号	※FAX で問合せ対応ができる場合にご記入ください。		
	ホームページ URL			
連絡先	担当者 (※)			
	電話番号 (※)		FAX 番号	
	メールアドレス			
備考	※この申込書に記入した内容（連絡先以外）は、市ホームページ等で公開することがあります。公開を希望しない項目がある場合は、この欄にお書きください。			

浦和区 PR 協力店変更(辞退)届

年 月 日

【届出者】

店舗・施設の名称 (代表者名)	
所在地	
担当者	
電話	
メールアドレス	

1 内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

変更の内容

変更時期

年 月 日

	変更前	変更後
店舗、施設等の名称		
電話		
FAX		
ホームページURL		
その他		

※ 該当する事項のみ記入してください。

2 協力店舗の登録を取消したいので届け出ます。

登録取消の理由

--

登録取消の時期

年 月 日